

埼玉県退職校長会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、埼玉県退職校長会と称し、事務所を会長指定の場所に置く。

第2条 本会は、県内退職校長の親睦と福祉の増進をはかるとともに、教育尊重の実をあげ、埼玉県教育の振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 時勢の進運にともなう、会員相互の研修をはかるとともに、福祉の増進につとめる。
- 2 現職教育との連絡を密にする。
- 3 中正健全な教育世論を喚起し、教育の充実伸展をはかる。
- 4 社会教育の振興につとめ、とくに国民道義の高揚をはかる。
- 5 校外教育に協力し、青少年の育成指導に協力する。
- 6 その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 組 織

第4条 本会は、埼玉県内に在住する退職校長（幼稚園長を含む）の有志をもって組織する。ただし、県内公立学校の退職校長は、県外に在住するものであっても加入することができる。

第5条 地域別に10の支部を置く。

第6条 本会の事業を行うために、研究調査・福利厚生・広報・庶務会計の専門部を置く。

第3章 役 員

第7条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	若干名
支 部 長	10名
理 事	若干名
監 事	3名
事務局長	1名
幹 事	若干名

第8条 会長、副会長、監事は総会において会員の中から選出する。

事務局長・幹事は会長が委嘱する。

支部長・理事は支部別に会員の中から選出する。

支部長・専門部員は理事とする。

第9条 会長は本会を代表し、会の責任を負う。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときその職務を代行する。

第10条 理事は理事会を組織し、総会から委任された事項、その他会務の執行にあたる。

監事は会務並びに会計を監査する。

事務局長、幹事は事務を処理する。

第11条 役員の任期は2カ年とする。ただし再任することができる。

補欠役員の任期は残任期間とする。

役員は任期満了しても、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。

第12条 本会に顧問・参与をおくことができる。顧問・参与は理事会の議を経て会長が委嘱する。

第4章 会 議

第13条 総会は、年1回会長が招集する。必要により、臨時総会を開くことができる。

総会は、代議員を以って構成する。代議員は、支部毎に会員15名につき1名とし、その計算端数は切り上げる。支部長は別に出席する。

第14条 緊急の場合、理事会を以って総会に替えることができる。その決議は次の総会のとき報告する。

第15条 理事会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

第5章 慶 弔

第16条 会員の慶弔については別に定める。

第6章 会 計

第17条 本会の経費は、会費その他の収入で支弁する。

第18条 会費は年額2,500円とし、毎年5月末までに納める。ただし、満88歳以上の会員の会費は、免除とする。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

本会則は、昭和40年3月28日より施行する。

(中略)

※ 平成8年6月14日一部改正 (参与)

※ 平成14年6月7日一部改正 (さいたま市支部) 平成15年4月1日より施行する。

※ 平成25年3月27日一部改正 (会費) 平成25年4月1日より施行する。

※ 平成25年10月29日一部改正 (専門部・代議員) 平成26年4月1日より施行する。

※ 令和2年4月1日一部改正 (代議員) 令和3年4月1日より施行する。